

令和7年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業)
《【交付申請者向け】よくあるご質問》

No.	分類	診断機関区分	質問	回答	関連資料
1	交付申請手続き	共通	補助金の交付申請手続きに必要な書類はどこにありますか。	手続きに必要な申請書類は、SIIのホームページの公募情報よりダウンロードすることができます。	
2	交付申請手続き	共通	交付申請から交付決定まで、どれぐらいの日数がかかりますか。	申請書類の審査状況により異なりますので、具体的な日数はお伝えできかねます。	
3	交付申請手続き	共通	法人としての設立時期や決算月の都合上、「直近2期分の会計に関する報告書」が用意できません。	実態に即して、法人設立時の事業計画書で収支や損益の計画がわかるものをご用意いただき、メール本文にその旨ご記載のうえで交付申請を行ってください。 (貸借対照表、損益計算書、財務諸表など) また、以前個人事業主であった場合、青色申告書をあわせてご提出ください。 申請後、事務局より追加書類の提出などの指示があった場合はご対応をお願いいたします。	
4	診断機関要件	共通	診断機関、省エネお助け隊、登録診断機関の違いは何ですか。	違いは以下のとおりです。 ・診断機関:本事業における補助事業者 ・登録診断機関:省エネ診断に特化し、設備1つから工場・事業所全体の診断まで、幅広いニーズに対応 ・省エネお助け隊:地域に拠点を有し、省エネ診断に加えて診断後の取組までをエネルギー面及び経営面から幅広く支援 診断機関要件は、省エネお助け隊と登録診断機関で異なっているため、詳細は公募要領P.7,8をご確認ください。	公募要領P.7~8
5	診断機関要件	共通	営利団体(株式会社等)は診断機関として申請できますか。	診断機関として申請できます。 ただし、本事業は公的な国庫補助金を財源として行う補助事業であるため、支援活動中における個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、自らの法人・団体機関への利益誘導につながる行為は禁止しています。	公募要領P.9~16
6	診断機関要件	共通	個人事業主は、診断機関として申請できますか。	診断機関として申請できます。 ただし、青色申告者に限ります。詳細は公募要領P.7をご確認ください。	公募要領P.9~16
7	診断機関要件	省エネお助け隊のみ	伴走支援を実施する体制を有していませんが、省エネお助け隊として申請できますか。	省エネお助け隊は伴走支援の実施が必須のため、申請できません。 登録診断機関としての申請をご検討ください。	公募要領P.9~16
8	診断機関要件	共通	交付申請時の支援計画について、どの程度の件数で計画すればよいですか。	【登録診断機関の場合】 補助事業期間内に10件以上となるような計画を立ててください。 【省エネお助け隊の場合】 補助事業期間内に、拠点を有している都道府県において10件以上、拠点に隣接する支援対象地域は5件以上となるような計画を立ててください。 例) 【拠点が東京、千葉、支援対象地域が東京、千葉、神奈川、埼玉の場合】 計画数30件以上、かつその中に最低4件の「工場・事業所全体」のウォークスルー診断、伴走支援が含まれている必要がある。	公募要領P.9~16
9	事業要件	省エネお助け隊のみ	事業要件の省エネお助け隊要件において、自治体の役割は何ですか。	省エネお助け隊と連携し、以下のような役割を担っていただく想定です。 ・中小企業等へ本事業の周知 ・補助金施策等の情報連携 等	
10	事業要件	省エネお助け隊のみ	セミナーや連絡会の開催は必須ですか。	セミナーや連絡会の開催は必須ではありません。 ただし、事業期間内に、本事業の周知等を目的とした情報発信を5回以上実施してください。(例:SIIが提供するWebページを用いた情報発信、展示会・セミナーの開催等) 情報発信としてセミナーを開催する場合は、登壇、共催、後援等で、支援対象地域の自治体、金融機関、中小企業団体等と、省エネお助け隊間で連携する必要があります。また、セミナーの開催概要、チラシ、パンフレット等の内容については、事前にSIIまでご相談ください。	公募要領P.11
11	専門家要件・準専門家要件	共通	本事業で指定する資格を保有していない場合でも、専門家として申請することはできますか。	本事業で指定する資格を保有していない場合は、以下のいずれかを示せることと定めております。 <省エネルギー等に関する専門家> ①省エネルギー等関連の実務について、10年以上の経験を有すること。 ②国・自治体等の事業で省エネ診断・省エネ支援の実績を3年以内に10件以上有すること。 ③以下の事業で準専門家として登録した後、専門家として活動することが認められた者であること。 ・令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金 ・令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業) ・令和6年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費(地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業) <経営相談に関する専門家> ①経営相談関連の実務について、10年以上の経験を有すること。 ②経営課題の取りまとめや、事業計画の策定支援の実績を10件以上有すること。	公募要領P.12~13
12	専門家要件・準専門家要件	共通	交付決定後に、内部・外部専門家や内部・外部準専門家を追加・削除することはできますか。	追加・削除することができます。 ただし、追加・削除する場合は、事前にSIIまでご連絡ください。	
13	支援対象地域要件	共通	支援対象地域を都道府県全域ではなく市区町村単位で申請することはできますか。	できます。 支援対象地域の単位は最大で都道府県、最小で市区町村となります。	
14	支援対象者要件	共通	官公庁、医療法人、学校法人、宗教法人、協同組合等は支援対象となりますか。	会社法上の会社に該当しない事業者として、支援対象者要件を満たしていれば、対象となります。	公募要領P.17

15	支援対象者要件	共通	年間エネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kl未満かどうかは、何をもって判断すればよいですか。	支援対象者の事業所全体における前年度又は直近1年間のエネルギー使用量を確認した上で、判断してください。 診断機関は、支援活動を実施する前に、年間エネルギー使用量が確認できる証憑を支援対象者より入手し、確認してください。 懸念点がある場合は、事前にSIIまでご相談ください。	公募要領P.17
16	支援対象者要件	共通	大企業は支援対象となりますか。	大企業は対象外となります。	公募要領P.17～18
17	支援対象者要件	共通	外部専門家・外部準専門家が所属する団体は支援対象となりますか。	原則、対象外となります。	公募要領P.17～18
18	省エネ診断・伴走支援	共通	省エネ診断と伴走支援の違いは何ですか。	本事業における省エネ診断は、ウォークスルー診断(設備単位、工場・事業所全体)とIT診断の2種類があります。 伴走支援は省エネ診断を受診済みの支援対象者に対し、その後の取組実行まで伴走する支援です。 詳細に関しましては、特設WEBサイトのプラン案をご確認ください。 https://shoeshindan.jp/	公募要領P.30～37
19	省エネ診断・伴走支援	共通	ウォークスルー診断のプランについて、「設備単位プラン」と「工場・事業所全体プラン」の違いは何ですか。 また、支援対象者にはどのプランを紹介すればいいですか。	いずれの診断プランも、ウォークスルーにて事業所内の設備の管理状況を診断し、省エネの改善提案を行います。 診断プランは中小企業等のニーズに応じたプランをご提案ください。 ●「設備単位プラン」 「対象設備区分」に含まれる10設備を対象とし、事業所内の1～2種類の設備を診断します。 (例:空調設備を選択した場合は、事業所内の全空調設備を診断します。) 詳細は公募要領P.32をご確認ください。 ●「工場・事業所全体プラン」 工場・事業所内の全ての設備を診断します。 事業所の規模に応じて4つのプランがあります。 詳細は公募要領P.33をご確認ください。	公募要領P.30,32～33
20	省エネ診断・伴走支援	省エネお助け隊のみ	伴走支援を実施する前に支援対象者が受診する省エネ診断には、どのようなものがありますか。また、それぞれどのように支援内容を検討したらいいですか。	省エネ診断の区分については、公募要領の下記項目をご参照ください。 P.18「SIIが指定する省エネルギー等に関する診断(表)」 P.30「1-7.支援活動の内容について」 また、受診済み省エネ診断報告書の診断対象の範囲、省エネ提案の内容を確認し、診断内容に基づき、支援対象者のニーズに応じて支援内容を検討し、実施してください。	公募要領P.18,30,36～37
21	省エネ診断・伴走支援	共通	支援対象者に対して、再生可能エネルギーに関する提案を行っても問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、省エネルギーに関する提案を主とする必要があります。	
22	省エネ診断・伴走支援	共通	同一の事業者に対して、複数の事業所の省エネ診断・伴走支援を行うことができますか。 (例:△△株式会社のA事業所とB事業所にそれぞれIT診断を実施する場合等)	同一の事業者において、複数の事業所の支援活動を行うことができます。省エネ診断を実施可能な事業所数については、上限はありません。	
23	補助対象経費	共通	オンラインで支援活動を行うことはできますか。	原則、診断については、診断支援実施場所に訪問して実施してください。 事前打ち合わせ及び報告会については、支援対象者からの同意を得たうえで、オンラインで開催することができます。	公募要領P.9
24	補助対象経費	省エネお助け隊のみ	オンラインでセミナー等を行うことはできますか。	セミナー、連絡会、掘り起こし、外部団体等打ち合わせについては、オンラインで開催することができます。	公募要領P.25～27
25	補助対象経費	共通	必要な機器(計測機器等)の購入費や、診断機関が使用するPC・プリンタの購入費は、補助対象となりますか。	補助対象外となります。	公募要領P.28
26	補助対象経費	共通	IT診断実施時に使用する計測機器のレンタル費は補助対象となりますか。	以下の2つの要件を満たす場合に補助対象となります。 ①本事業専用で使用するために賃借するものに限ること。(SIIの求めに応じて、本事業専用であることの証憑を提示し説明できること) ※複数の支援先に使用するために一定期間レンタルする場合は事前にSIIに相談すること。 ②領収書等の証憑で支払いが確認できること。	公募要領P.19, 21
27	補助対象経費	共通	ウォークスルー診断や伴走支援実施時に使用する計測機器の賃借費は補助対象となりますか。	ウォークスルー診断を実施する際は計測機器の賃借費は計上できません。 伴走支援に関しましては、省エネお助け隊のみ、その他諸経費として計上できます。 詳細は交付決定後に閲覧可能となる「事務取扱説明書」をご確認ください。	
28	補助対象経費	共通	自社(または、専門家個人・専門家の所属先)で所有している計測機器を使用した場合、補助対象経費として計上できますか。	計上不可となります。計測機器に係る経費は他社より「レンタルをした場合」と定めておりますので、機器のレンタルを事業として継続的に実施している業者よりレンタルしてください。 また、前項と同様、本事業専用で使用するために賃借するものに限ります。	公募要領P.19, 21
29	補助対象経費	共通	交付申請書に記載するIT診断の1件あたりの計測機器賃借費はどのように算出すれば良いですか。	過去に実施したIT診断を参考に、平均額を算出してください。	
30	補助対象経費	省エネお助け隊のみ	補助事業の広報費用は補助対象になりますか。	省エネお助け隊が、事業活動として支援対象地域の中小企業等に対して、本事業に関する広報を行う場合は、事業活動関連費として補助対象となります。 なお、広報活動の実施方法や内容等は、事前にSIIまでご確認ください。 <認められる例> 媒体例)配架チラシ、DM、地方紙広告等、広報地域を限定できるもの。 内容例)相談窓口開設の周知、自治体と連携したセミナー開催の周知等。	公募要領P.24～25
31	補助対象経費	共通	SIIが定めた謝金規程及び旅費規程よりも、団体の内規の金額の方が高額の場合、補助対象経費となりますか。	SIIが定めた謝金規程及び旅費規程の金額分のみが補助対象となります。差額については補助対象外となります。	謝金規程 旅費規程
32	その他	共通	事業期間中に省エネ診断・伴走支援の申込を受付停止することはできますか。	原則、事業期間完了までは本事業を実施していただくことになります。 受付を停止したい場合は、事前にSIIに状況の説明を行ったうえで、承認を得てください。	

33	その他	共通	<p>交付決定後に、補助金の増額・減額をすることはできますか。 (例:想定より多くの申込みがあった場合、事業実施体制に変更があった場合等)</p>	<p>SIIの承認を受けて、増額・減額の計画変更をすることができます。 交付決定後に交付申請で示した事業内容(計画)と実際の事業実施状況が大きく乖離する見込みがある場合は、速やかにSIIまで連絡してください。 増額の計画変更を行う場合、SIIから承認されるまでは、交付決定額を超える経費は補助対象外となりますのでご注意ください。 交付申請においては、適切な事業内容(計画)で申請してください。</p>	公募要領P.43
34	その他	共通	<p>IT診断の実施を検討していますが、今まで自社のサービスの一環として無償でIT診断を実施しており、見積書を作成していません。その場合はどうすれば良いですか。</p>	<p>交付申請時にその旨をSIIまでご連絡ください。申請内容を確認し、別途対応を依頼する場合があります。</p>	
35	その他	共通	<p>支援活動で使用する見積書や請求書、報告書等の書類について、自社独自のフォーマットの使用はできますか。</p>	<p>見積書、請求書については、原則としてSII指定様式をご使用ください。自社の様式を使用する場合は、SII指定様式と同項目を含めたものを使用してください。 報告書について、SIIの指定する記載項目を満たしている場合は、使用できます。 詳細は交付決定後に閲覧可能となる「事務取扱説明書」をご確認ください。</p>	